

平成23年第15回教育委員会記録

平成23年9月14日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成23年9月14日(水) 午後2時00分～午後2時25分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 碓之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育改革担当長 渡辺 均

教育委員会事務局参事 田中 哲 庶務課長 北風 進

教育人事企画課長 佐藤 浩 教育委員会事務局事務統括指導主事 白石 高士

教育改革推進課長 齊藤 俊朗 学校適正配置担当課長 幸内 正治

学務課長 日暮 修通 社会教育課長 植田 敏郎

済美教育一長 玉山 雅夫 済美教育一長 田中 稔

済美教育一長 末久 秀子 中央図書館長 本橋 正敏
教育支援担当課長

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一

計画担当係長 東條 正枝 担当書記 島崎 和也

傍聴者 2名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 杉並区教育ビジョンの骨子について
- (2) 「杉並区の児童に対する健康教育推進等検討委員会」報告と今後の取組等について

- (3) 財団法人杉並区スポーツ振興財団の公益法人化について
- (4) 指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

報告事項

- (1) 杉並区教育ビジョンの骨子について・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 「杉並区の児童に対する健康教育推進等検討委員会」の報告と
今後の取組等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 財団法人杉並区スポーツ振興財団公益法人化について・・・・・・・・ 9
- (4) 指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について・・・・・・・・ 10
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・ 11

委員長 ただいまから、平成23年第15回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は田中委員にお願いいたします。

本日の議事に入ります。

議事日程は、ご案内のとおり報告事項が5件となっています。

報告事項の聴取を行います。

(1) 「杉並区教育ビジョンの骨子について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 杉並区教育ビジョンの骨子につきましてご報告をいたします。

杉並区教育ビジョンにつきましては、杉並区教育ビジョン策定委員会を設置しまして、5月から検討を進めてきたところでございますが、9月1日に開催されました第4回の策定委員会で、ビジョンの骨子がまとまりましたので、ご報告をいたすものでございます。

資料の裏面をご覧いただきたいと存じます。

まず、基本目標でございますけれども、今後10年を見据えた杉並が目指す教育としまして、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を掲げてございます。

サブタイトル的に、「いいまちはいい学校を育てる～学校づくりはまちづくり」という、これまでも使ってまいりましたフレーズを、基本目標を支えるベースとなる概念として引き続き使ってまいります。

また、目指す人間像としまして、1つは「夢に向かい、志をもって、自らの道を拓く人」とし、自らの持つ個性や能力を発展させ、やり遂げた充実感や満足感を享受し、自信を持って人生を切り開いていく強い志を持ち、社会を生き抜いていく力を持つ人。

2つ目としまして、「「かかわり」を大切にし、地域・社会・自然と共に生きる人」としまして、様々な人や自然とかかわりながら、互いを理解し、助け合い、支え合っていく包容力を身につけ、共に生きていく人、としました。

そして、育みたい力として、一個人として自ら学んでいく主体性などの力から、人との関係、社会との関係で身につけてほしい力へと、だんだん外に広がっていくような形でまとめてございます。

次に、目標達成に向けた取組みの基本的視点でございますが、総論としましては、『これまでの教育改革の成果を活かし、基盤づくりから質の向上に向けた施策の充実を図る』ことを掲げ、主体的な学びと、その成果を地域で継承・発展・循環させていくこと、家庭・地域・学校での『かかわり』と『つながり』を重視すること、生涯を通じた『学びの連続性』と個に応じた『きめ細かな支援』を重視することを掲げてございます。

以上が骨子の内容でございます。

おもて面に戻っていただきまして、教育ビジョン策定の今後の予定でございますが、現在、策
定委員会委員長の指示のもと、各委員と連絡をとりながら起草作業に入っております。

次回、11月に予定しております第5回の策定委員会で、原案を取りまとめたいと考えてござ
います。

この原案を教育委員会に諮りまして、12月から1月まで、区民等の意見提出手続にかけてまい
ります。

なお、年明けには、区民や教育関係者などから幅広くご意見をいただくという趣旨で、シンポ
ジウムを開催する予定でございます。

その後、必要な修正を加え、教育ビジョン最終案を3月の教育委員会にお諮りしまして、ご決
定をいただきたいと思いますと考えてございます。

以上で説明を終わります。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

私が1つ伺います。このシンポジウムを開催をなさるのに、是非出たいと思いますが、で
きるだけ早目に日程を。

庶務課長 現在の予定では、1月14日、土曜日、午後を予定しております。

委員長 はい、わかりました。

何かございますか。

ないようですので、これはよろしゅうございます。どうもありがとうございました。

それでは次は、「杉並区の児童に対する健康推進等検討委員会」報告と今後の取組等につい
て」の説明を、学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは私の方から、「杉並区の児童に対する健康教育推進等検討委員会」報告と今後
の取組等について、ご報告させていただきます。

お手元に説明資料の他、報告書とその概要版を用意させていただいております。検討結果の概
要につきまして、その概要版の方を使ってご説明させていただきたいと思っておりますので、概要版の
方をご覧ください。

まず1ページ目でございますが、検討対象について記載しているところでございます。

検討対象となる児童は、『大きく健康課題のある児童』と『不登校の児童』の2つといたしま
した。これは健康学園の児童の現状を踏まえ、今後、区内で健康教育等を進めていくためには、
肥満などの健康課題と不登校など、併せもつ課題の双方について検討していく必要があると考え
たためでございます。

なお、発達障害については、各学校で特別支援教育が行われていること、また、養育上の課題

についても、必要な支援が都や区で既に行われていることから、今回、検討対象に含めず、不登校等の児童で発達障害や養育上の課題を併せもつ場合には、不登校対策をベースに必要な対応を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、2ページ目をご覧ください。ここでは、テーマ1の病虚弱児童への健康教育に関する検討結果となっておりますところでございます。

区内の児童の健康状態を踏まえた上で、現在、取り組んでいる個別指導、集団指導の体制を充実させるとともに、新たに小集団指導を加え3層の体制を構築し、健康課題を抱える児童が様々な場面で継続的な健康支援が受けられるよう再構築する必要があるとしております。

2の児童の健康教育の充実に向けた支援策では、個別指導における支援策として、小児生活習慣病予防検診の健康相談室の拡充、それから、小集団指導では新たに親子健康教室の実施、さらには、学校全体で取り組んでいただく、いわゆる集団指導では、健康教育推進指針の策定が必要であるとの検討結果となっておりますところでございます。

次に、3ページ目をご覧ください。3ページ目は、テーマ2の児童の心理的理由等による不登校等への対策についての検討結果でございます。

児童に対する不登校対策については、これまでもスクールカウンセラーによる相談、ふれあいフレンド事業など実施しているところでございます。しかし、小学生では、いわゆるコミュニケーションのつたなさからくる誤解などから、集団への不適合となる場合が少なくなく、そうした面で家庭とも学校とも違う居場所を新たに設け、そこで基礎学力の補充やコミュニケーションスキルを学びながら、なだらかな学校復帰を目指すプロセスが必要であるとの検討結果となったところでございます。

次に、2の学校復帰に向けた新たな支援策のところでございますが、適応指導教室の具体的内容について言及しており、対象児童をはじめ、指導内容や家庭への支援など、記載の内容となっているところでございます。

次に、4ページ目をご覧ください。

検討委員会では、これらの検討に先立って、南伊豆健康学園の検証を行いました。検証内容といたしましては、計画的な取り組みが確実な成果につながったとする学園の成果や、卒園後において生活習慣などの維持が難しいこと、さらには卒園後、再び不登校となる児童が少なくないことから、9年間を見据えた継続的な取り組みが必要であるとの検証結果となったところでございます。

杉並区の児童に対する健康教育の推進についての検討結果は、以上でございます。

それでは、最初の説明資料に戻っていただきまして、検討委員会のこれまでのこうした検討結

果を踏まえて、今後の取組みについてご報告させていただきます。

2のところでございますけれども、まず(1)の病虚弱児童への健康教育では、①の小児生活習慣病予防検診の『健康相談室』に、料理や運動などの体験学習プログラムや、フォロー健康相談室を追加して拡充し、実践しやすい内容とするとともに、継続した助言体制を構築してまいります。

また、②の小集団での対策では、新たに「(仮称)親子健康教室」を設け、同様な健康課題を持つ児童等の仲間づくりを行い、継続的な取組みを支援してまいります。

さらに、③の学校全体での取組みとなる集団での指導では、「(仮称)区立小中学校等における健康教育推進指針」を策定し、すべての児童の健康改善に向けた取組みを集団で習慣化できるように取り組んでまいります。

次に、(2)の児童の心理的理由等による不登校等への対策でございますが、家庭とも学校とも違う居場所づくりとして、小学生を対象に新たに「適応指導教室」を設け、そこで基礎学力の補充やコミュニケーションスキルを学びながら、なだらかな道で学校復帰を目指すこととしており、これまでの取組みを拡充し、不登校対策を再構築してまいります。

また、(3)の南伊豆健康学園の記録では、今後の各学校での取組みに生かしていくために、活動記録を作成し、これまでの成果を記録し残していくとともに、健康学園で作成された資料や作品等を展示する場を設け、これまでの健康学園の歩みを区内での取組みにつなげていきたいと考えているところでございます。

最後に、今後の予定でございますが、今回の報告を踏まえまして、第4回区議会定例会において健康学園を廃止する条例を提案する予定としております。

「杉並区の児童に対する健康教育推進等検討委員会」報告と今後の取組み等についての説明は、以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますか。

對島委員 これ、多分、健康学園のことに対しての検討なので、主に児童ということなんだろうと思いますね。何箇所か小中という言葉が出てきましたけれども、やっぱり中学生にも必要な支援策というのがたくさんあると思いますので、その辺もしっかり見ていただくとありがたいかと、そういうふう感じております。

学務課長 今のことで1点だけ申し上げれば、いわゆる健康教育を3層に分けて、個別、小集団、集団とあります。最後の集団というのは、学校全体で取り組むという意味でございます。それは、小中かかわりなく学校全体で取り組んでいただきたい、そのために一定の指針みたいなものをつくって学校の支援をしてまいりたいということですが、そういう点では中学も対象となっている

というところがございます。

委員長 概要版の3ページ、右側に図が出ていますね。これが縦にまっすぐ家庭から不登校までずっとありまして、既存のプロセスというので学校のところへ行きますね。右側に新たなプロセスとして、同じところへ行っている。新たなプロセスの分の違うのはどこなんですか。

学務課長 これまでは、既存のいわゆるスクールカウンセラーに相談とか、ふれあいフレンド事業等で、子どもに直接相談を受けたり、もしくはコミュニケーションをとる中で、直接、学校復帰を目指すという形をとらせていただいたんですが、なかなかそこでやっぱり学校の敷居が高かったりと、子どもにとってはなかなかその集団に再び入っていくことの難しさがあつたりというふうな課題がございました。そこで、より敷居が低くて、居場所として落ち着いて勉強なりお友達と関係をつくるなりができる場所として、新たに「適応指導教室」を設けたと。それによって、なだらかなという表現をさせていただいておりますけれども、なだらかだけでも確実に学校復帰を目指していく形をとっていきたいということで、右側にそういったイメージを出すためにつくらせていただいたというところがございます。

委員長 それも大部分、だけど、学校の担任等のところを除きますと、全部、大体、前のと同じですよ。

学務課長 そうですね。これに記載しているような、いわゆる、どのような方に入っていただきたいかというところは、確かに似ているところがございますけれども、とりわけ今申し上げたように、居場所として得るということは、当然、家庭との関係もしくは学校との関係をより綿密にして、なだらかな学校復帰を目指していただくということを考えておりますので、そういう面では、例えば、ここに書かれておりますスクールソーシャルワーカーとかそういう方については、個別指導といいますか、個別にかかわっていただくような形で学校復帰について支援をいただきたいなというふうに考えているところでございます。

委員長 わかりました。

田中委員 一つよろいでしょうか。

健康課題に対しては、ほぼ維持していくということで、あと、生活習慣とかやっぱり不登校が、依然として、卒園後はそういう児童生徒が多く見られるということで、やはり家庭との連携が一番重要になってくるんじゃないかなと思うんですね。そこで学校と家庭との連携の中で、どういうふうによくコミュニケーションということをお考えになってこれを進めていくのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

学務課長 それは不登校対策。

田中委員 と、あと生活習慣ですか、やっぱり家庭もある程度、基本にならなきゃならないことだ

と思うんですね。学校だけではどうしてもできないことだと思うので。

学務課長 私ども、その点、重要だと思っております、やはりそれは親御さんといいますか、保護者の方と実際に会う機会をきちんと持った時がチャンスであると思っております。そういう点で、この3層のうちの個別指導で言っている、今の生活習慣病予防検診なんです、実はこの検診をした後、相談という形で、親子で実は相談に来ていただくという形をとっています。そこで医師の方から今の現状と、それからまた栄養士からは食生活についてのアドバイス、あと、運動指導員からは今後どういうふうに運動したらいいかというアドバイス等をいただける形をとらせていただいているのですが、そこを拡充することによって、そこでお母様もしくはお父様と接触する機会がございますので、そこを一つの手がかりにしたいというのが、まず第一でございます。

それから、真ん中の2層目の小集団の、親子と書かせていただいたように、親子で健康教室みたいなものに参加いただくと考えていますので、ここでも、その保護者の方との接点があるというふうに考えておまして、その接点を通じて仲間づくりなどをしていく中で、保護者の方とより綿密に接触できるかなというふうには考えております。

委員長 よろしゅうございますか。

對馬委員 今の部分で、個別指導のところ、学校に情報を共有されていないというのが委員会で課題となっていますが、ここは改善していく方向を考えるということによろしいですかね。

学務課長 はい、結構です。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、「財団法人杉並区スポーツ振興財団の公益法人化について」の説明を、社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私の方から、「財団法人杉並区スポーツ振興財団の公益法人化について」ご説明申し上げます。

平成20年に公益法人改革関連3法が施行されたことによりまして、平成25年11月までに新制度による公益法人等への移行を行うことが求められております。昨年度から、この件に関しまして、スポーツ振興財団と今後のあり方につきまして、協議・検討を行ってまいりました。その結果につきまして、ご報告を申し上げるものでございます。なお、内容につきましては、スポーツ振興財団の理事会におきまして、方針の了承はされているところでございます。

資料の方をご覧ください。

1番の今後の方針でございます。法定移行期間内に、公益財団法人認定に向けた取組みを進め

ることといたします。

2番の理由といたしましては、1点目が今般、スポーツ基本法施行によりまして、スポーツ振興施策の充実が一層求められております。区といたしましては、財団との連携をより緊密に図り、区の振興施策に基づく事業の中心的な担い手として財団を位置付ける必要があるというものでございます。2点目は、公益性の高い事業を実施していくスポーツ振興財団、この団体に対しまして、公益認定によりまして、社会的信用及び税制面でのメリットがあるということで、公益財団法人認定を取得するものでございます。

3番目の今後のスケジュールに関しましては、記載のとおりでございますが、今年度中3月までに移行認定を受け、平成24年度、来年の4月には移行登記を終えまして、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団としてスタートするものでございます。

私からは以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは特にないようですので結構でございます。どうもありがとうございました。

続きまして、「指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について」の説明を、引き続き社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私の方から2点目、指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業につきましてご説明申し上げます。

区立の体育施設の指定管理者であります杉並区スポーツ振興財団、及び上井草スポーツセンターの共同事業体の方から、協定書に基づき、例年と同様に年末年始の開場及び年始の特別営業の協議申請があったところでございます。

協議によりまして、施設利用者の利便性の向上及びスポーツ振興に寄与するものであるといたしまして、申請どおり認めることにしたものでございます。

資料の方をご覧ください。

1番の年末の開場でございます。こちら、通常は12月27日までの営業でございます。1日延長いたしまして、28日、スポーツ振興財団の下高井戸運動場外記載の5施設につきましては、午前9時から午後5時までの営業でございます。

また(2)、上井草スポーツセンターにつきましては、通常どおり28日、午前9時から午後9時の通常時間で営業するものでございます。

2点目、年始の開場でございます。通常は1月5日からの営業でございます。1月4日から、指定管理施設全7施設が、午前9時から午後9時まで営業をするものでございます。

3番目、年始の特別営業でございます。こちらはスポーツ振興財団の下高井戸運動場外2施設、1月3日の午前10時から午後4時まで、お正月の特別イベントの実施ということで、無料開放の事業を予定しているものでございます。

区民への周知に関しましては、「広報すぎなみ」等で周知いたします。

また、5番目のその他に記載しております、震災の影響によりまして電力供給の条件によりましては、区の方針に基づき、時間の延長等についての見直しもあるという条件を付すものでございます。

以上でございます。

委員長 ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましょうか。

對馬委員 もしかして、この時期に報告があったような気もしなくはないんですが、大体、この年末年始の特別営業って、どのぐらい利用者がいるんですか。

社会教育スポーツ課長 昨年の実績ですと、スポーツ振興財団の施設で28日が525名でございます。およそ各施設とも100名前後の利用でございます。上井草スポーツセンターの方でございますけれども、28日が1,043名の利用でございます。

また、年始につきましては、スポーツ振興財団の施設が605名でございますので、若干、年末より多くなっておりますが、やはり100名前後、荻窪体育館に関しましては200名を超えております。上井草スポーツセンターの1月4日の営業は1,111名となっております。

あと、特別イベント、1月3日でございますが、こちらは合計で1,134名を記録しております。以上でございます。

委員長 この年末年始は今年も同じなんですね、毎年。

社会教育スポーツ課長 はい。

委員長 どうもありがとうございました。

他に何かございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは結構でございます。どうもありがとうございました。

最後に、これは定例でございますが、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を、社会教育スポーツ課長からお願いします。

社会教育スポーツ課長 3点目でございます。

平成23年8月扱い分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告申し上げます。

8月につきましては、全部で26件ございました。うち定例が23件、新規が3件、また26件中、

共催が6件、後援が20件でございます。

新規の分につきましてご説明申し上げます。資料2ページをおめくりください。

No. 5、後援でございます。子育て支援グループゆるゆるmamaによります「幸せいっぱい・愛情いっぱい 絵本の世界」という事業でございます。

続きまして、4ページをおめくりください。こちらは済美教育センターの扱い分でございます。

No. 2、後援でございます。Go飛ぶ教室、「西荻囲碁こども教室」の事業でございます。

続きまして、5ページをおめくりください。中央図書館の扱い分でございます。

No. 1、後援、ちいさなひとのえいががっこうによります「親子ワークショップ「えいがのしくみを知ろう」」でございます。

以上でございます。

委員長 それでは、何かご質問ございますか。

それでは、結構でございます。

それでは、これで予定されました日程はすべて終了いたしました。

庶務課長、連絡事項ございますか。

庶務課長 次回は、通常であれば9月28日に定例会がございますけれども、区議会の決算特別委員会と日程が重複してございます。

したがいまして、次回は10月12日の水曜日、午後2時からを予定してございます。よろしくお願いたします。

委員長 それでは、これで本日の委員会を閉じます。

どうもありがとうございました。